

戦後ヨーロッパにおける主要問題

1. 民族感情の強化 それは政治的自決の理想による。結果としてはしばしば少数民族の問題および国境問題が未解決に終る。国民党は、素朴な感情やデマゴーグ的勢力に屈服する。

2. 平和条約に関する対立 フランスは、国際会議を通じて新秩序を維持し(後述)、国家間の同盟を通じてそれを強化しようと努力した(→p.449)。敗戦国の条約修正への願望がヨーロッパ政治に影響を及ぼす。

3. ヨーロッパの経済再建の遅滞 戰勝国への賠償と戦債が結びついたため。

4. 民主主義の未熟 新たな民主主義の諸民族には政治教育と判断能力が欠けていたため政治的問題は單純化され、大衆は政治的プロパガンダ(1920以来ラジオ)の影響を受けやすかった。

5. ロシア革命とソヴェト連邦に対するヨーロッパ諸国との態度が分裂していた。

6. 國連盟の機能麻痺(→p.421)。

7. 社会構造の変化 勤労者階級の影響力が増大した(統治機能の分担、経済状況の改善)。8. 世界におけるヨーロッパの支配的地位の終了 アメリカとソ連邦が指導的国家になる。国益に規定された利己的政策と諸民族間の敵対がヨーロッパの没落を早める。

ドイツ(→p.433以下) 平和条約を不公正で非現実的なものとみなして、その修正を望む。

フランス(→p.431) 安全保障を要求し、ヨーロッパでの霸権を狙ったことが、賠償・軍縮問題において硬直的態度をとった重要な理由。

イギリス(→p.430) ヨーロッパの均衡を再建しようとしたが、大英帝国から英連邦への転換に伴って生じた諸問題に拘束される。

イタリア(→p.443) 地中海域でイギリス・フランスと対抗。ボーランド(→p.439) とチェコスロvakia(→p.441)、フランスの願望ではソ連邦に対する「防衛線」の礎石になるはずであったが、チキンをめぐる争い(→p.439)のため敵対する。国内少数民族の抑圧は内政の危機をもたらす。

ソ連邦(→p.427) は共産主義に基づく国民国家となり、世界革命の理念はコミニンテルンにおいて表明される。

バルカン諸国は2グループに分かれる。ユーゴスラヴィア、ルーマニア、ギリシャは現状に固執する。ハンガリー、ブルガリアはそれぞれトリアノン、マイヤー平和条約の修正を要求する。共通のバルカン政策は

不可能。

9. 全般的軍縮は諸国家の主権観念のため挫折する。

10. ファシスト的イタリア(→p.443) とナチス・ドイツ(→p.481)の膨張的对外政策は戦争の危険を高める。

ヨーロッパ外の問題

1. アメリカはヨーロッパに対しては孤立政策をとる。中南米では、経済的利害に規定された「ドル帝国主義」(→p.461)と汎米主義的連帯の実現との間に動搖。この連帯理念は1923年のゴントラ条約(緊張の存在にもかかわらず諸国家間の協力)や、後のローズベルトの「善隣友好政策」に示された。

1921/22 ウィーン会議 1. 海軍協定 5大国の海軍力(主力艦)の確定。アメリカ・イギリスは各52万5千トン、日本31万5千トン、フランス・タリア各17万5千トン。2. 四カ国条約(米・英・仏・日)は太平洋の領土に対する各国の権利を保障。日英同盟(1902)

は、カナダ・オーストラリア、ニュージーランドの圧力でイギリスが破棄を通告する。

3. 九ヵ国条約(米、英、日、仏、伊、蘭、中、ベルギー、ポルトガル)は中国の独立を保護するもの。中国における「門戸開放」政策を義務づける。4. 山東省条約は日本が山東省と膠州湾を中国に返還し、シベリアから撤兵することを規定する。

1932 外相スティムソンによるアメリカの外交原則(スティムソン・ドクトリン)の表明。アメリカは暴力によって強制されずしての変更に対し、国際法上の承認を拒否する。

2. 日本人種の同権、移住の同権を獲得しようとする試みは、アメリカや英連邦自治領(ニュージーランド、オーストラリア、南アフリカ)の抵抗のため挫折する。

1930 ロンドン海軍軍縮会議 米・英・日の海軍比を主力艦隻数で5:5:3、補助艦隻数で10:10:7におさえる。日本は会議の結果に失望、膨張政策に乗り出す。

その結果、数年ならずして、アメリカ、イギリス、ソ連邦、フランス、オランダおよびオーストラリアとニュージーランドを敵にまわすこととなる。

1934 日本によるワシントン海軍軍縮協定の破棄通告とともに軍事競争が開始される。

3. 中国の革命化(→p.457)

4. アジアにおける被支配民族の解放運動の進展(ロシア革命および中国革命の影響) 知的上層の指導。彼らの民族主義はコミニンテルン(→p.425)により支持される(各地域で共産党的創立)。

5. イギリス・フランスによって近東の支配が引き継がれた後(国際連盟委任統治→p.452)、両国間の敵対関係(モスールの石油地帯)は、1920年のサン・レモ会議(フランスの参加)で両国の妥協に終る。

1926 モスール条約 最終的解決の達成。伊拉克石油会社の配当は、イギリス石油会社グループ(52.5%)、アメリカ石油会社グループ(21.25%)、フランス石油会社グループ(21.25%)に分割される。S.C. グルベンキアンは仲裁活動の代償として5%を保有する。

賠償問題と国際会議(1920-33)

経済恐慌(→p.469)に至るまでのすべての国際会議の中心は賠償問題であった。アメリカはすべての賠償を報復にしようにするイギリスとフランスの提案を拒否したから、实际上、スコットランドの相互防衛援助条約を承認する。しかし東方国境ではなんらの条約的決定も見られなかった。

1925 口カルノ会議 ドイツ首相シュトレーゼマンのイニシアティヴで行われる。緊張緩和に貢献。次の諸協定に調印する。

1. 安全保障条約、ライン川または西方国境条約(フランス、イギリス、イタリア、ベルギー、ドイツ)。ドイツは西方国境の不可侵を保障。

2. ドイツ・ベルギー間の仲裁裁判条約
3. ドイツ・フランス間の仲裁裁判条約
4. ドイツ・ポーランド間の仲裁裁判条約
5. ドイツ・チェコスロvakia間の仲裁裁判条約

あらゆる紛争問題の平和的調整。ドイツによる東方での暴力的な国境変更の禁止。フランス・ポーランドおよびフランス・チェコスロvakiaの相互防衛援助条約を承認する。しかし東方国境ではなんらの条約的決定も見られなかった。

1929 ブリアン(→p.431)は、国際連盟総会で「ヨーロッパ合衆国」(関税・経済同盟)創設計画を提案する。

1930 ヤング会議 ドーズ案修正に関する討議により、ハーグ会議で採択される。ドイツは59年間(1988まで)で345億金マルクを支払わなければならない。2年間の支払いモラトリアムの権利を保持するが、その時の年次額の3分の1は支払うべきであるとされる。

1921 バリ会議 ドイツの賠償額は2,690億金マルク、42年年賦と決定される。
1921 ロンドン会議はドイツの代案を拒否。交渉は中断する(→p.433)。
1921.4.27. ロンドン最後通牒 平和条約の即時履行(戦犯の判決、武装解除)を要求し、新たに減額された賠償額1,320億金マルクに関する支払い条件を決定。10億金マルクが25日以内に支払われない場合にはヘルル地方占領のおそれがあるとした。ドイツは最後通牒を受諾(5月11日)。

1922 第2回ロンドン会議 ドイツの新提案を拒否。

1923 賠償委員会は、ドイツが木材・石炭供給を履行していないことを確認。

1923.1. フランス軍のルール進駐(→p.433)。ボランカレ(→p.431)のルール政策の失敗後、イギリスの宥和的态度とアメリカの仲裁(経済的・金融的利害)により実際的な交渉が始まる。

1924 ドーズ案 アメリカ大統領クーリッジの対議会報告をうけて、国際専門家委員会が作成、賠償支払いを調整する。しかし総額支払いの年限については意見の一致を見出せなかつた。ドイツは1928年までに54億マルク、1929年以降は毎年25億マルク支払わなければならなくなる。その際国家收入(なければならなくなる)の外國の監督下にある国有鉄道税、間接税、外國の監督下にある国有鉄道税(利益)が担保とされる。金本位制への衝突と第1回分の支払いのために、8億金マルクの貸付金を許可。ドーズ案はロンドン会議の協定で承認される。

軍輸問題

1932 第1回国際連盟軍縮会議 フランスの要求(安全保障、国連軍)とドイツの要求(同等の権利)のために失敗する。

1933 第2回国際連盟軍縮会議 イギリスの提案(軍事力の縮小、国防軍の20万人への拡大)は採択されなかつた。イギリス外相サイモンは、軍備調停問題の即時解決を妨害。ドイツは、実質的な同権を拒否したことにより、会議を退席する。